

「令和8年熊本地震」における受信料の免除について

令和8年7月29日

「令和8年熊本地震」による受信料の免除について、次のとおり実施します。

1. 免除の範囲

災害救助法が適用された区域内（※）において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の受信契約

2. 免除の期間

令和8年7月から令和8年8月まで（2か月間）

3. 免除の手続き

- ・受信契約をいただいている皆さまからのお届けなどにより、免除対象となる方を確定させていただきます。
- ・免除が適用される期間の受信料について、前払い等によりすでにお支払いいただいている場合は、お支払い済み分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

（※）災害救助法が適用されている区域（令和8年7月29日現在）

熊本県	熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町
-----	---